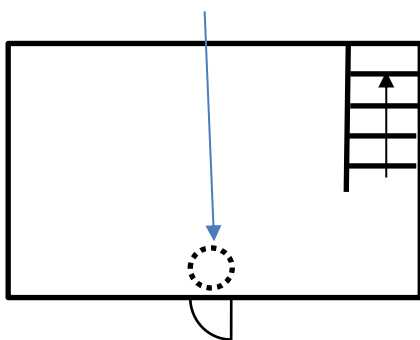


誘導灯・誘導標識の設置免除▲

誘導灯に係る消防法施行令第32条の特例基準について

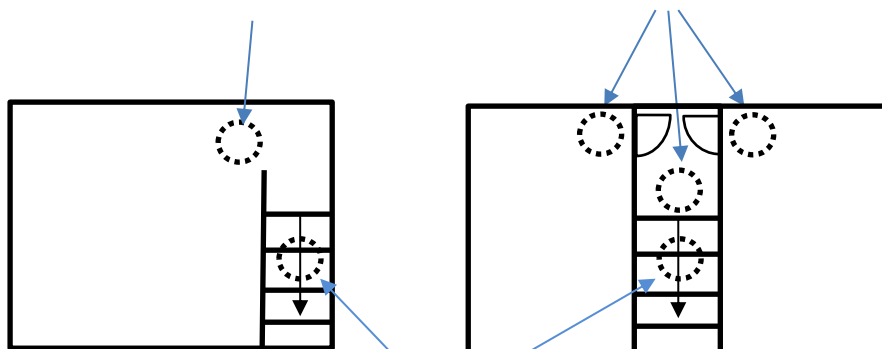
- 1 無窓階で誘導灯（階段通路誘導灯を含む。）を設置しないことができる防火対象物又はその部分について、次のとおり運用するものとする。
 - (1) 延べ面積が100㎡以下の非特定防火対象物であって、次のすべての要件に該当するもの（地階は除く）は、申請不要で特例を適用して差し支えないものとする。
 - ア 常時無人等であって避難誘導を要しないもの。
 - イ 避難口を容易に見通し識別することができるもの。
 - (2) 令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分のうち、階の床面積が50㎡未満で、次の要件に該当するものは、申請不要で特例を適用して差し支えないものとする。
 - ア 避難階にあつては、居室の各部分から規則第28条の3第3項第1号イの避難口を容易に見通し識別することができるもの。

避難口誘導灯を設置しないことができる。



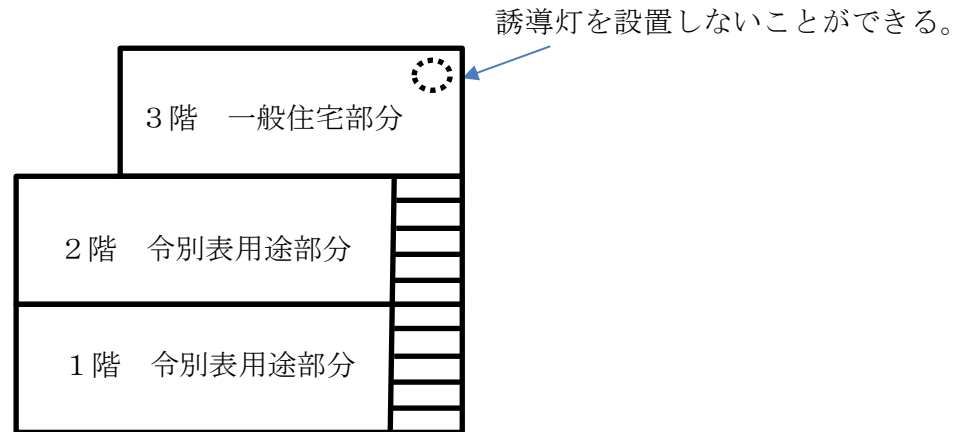
- イ 避難階以外の階にあつては、居室の各部分から規則第28条の3第3項第1号イの避難口を容易に見通し識別することができるもの。

避難口誘導灯を設置しないことができる。



階段通路誘導灯を設置しないことができる。

- 2 令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分のうち、一般住宅部分については申請不要で特例を適用し、誘導灯（階段通路誘導灯を含む。）を設置しないことができるものとする。（一般住宅部分が令別表第1に掲げる防火対象物からの避難経路となる場合を除く。）



3 留意事項

- (1) 特例を適用した場合は、予防査察台帳に経緯等を明確に記載すること。
- (2) 防火対象物の状況によって誘導灯を設置することが妥当であると認められる場合は、法令基準のとおり誘導灯を設置しても差し支えないものであること。
- (3) 「容易に見通し識別することができる」とは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないことをいう。

なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できること。

ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人がおおむね5m移動することにより出入口や誘導灯を視認できる場合は、容易に見通し識別することができるものとみなす。（規則第28条の2で定める「容易に見とおし、かつ、識別することができる」も同様の扱いとする。）